# 随意契約によることとした理由

### 1 件名

平和大通り公園(仮称)の整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務

# 2 品名又は業務概要

平和大通りの利活用の推進に当たっては、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進めることとしている。

具体的には、民間活力の導入を前提として、飲食・物販施設等の公募対象公園施設の設置と交流広場等の特定公園施設の整備を一体的に委ねる公募設置管理制度(Park-PFI)及び交流広場等の公園施設の管理・運営を委ねる指定管理者制度の活用を念頭に、設計・整備から管理・運営までを一つの民間事業者(又はグループ)に委ねることを想定している。本業務は、本市が民間事業者の公募・選定を的確に実施できるよう、民間事業者の公募から事業者選定、協定等の締結までに必要となる各種検討や公募に要する資料の作成等に係る支援を行うものである。

## 3 契約の相手方

- (1) 所在地
  - 広島県広島市中区八丁堀16番11号
- (2) 商号又は名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社中国支社

#### 4 随意契約の根拠規定

- ☑ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- □ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1 項第 号

## 5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1者から提案があり、「平和大通り公園(仮称)の整備等に係る民間 事業者の公募・選定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、 当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者 と随意契約によることとした。